

平成 23 年度第 4 回 芦屋市障害福祉計画策定委員会 会議録

日 時	平成 24 年 1 月 23 日 (月) 14:00~15:30
場 所	北館 4 階 教育委員会室
出 席 者	委員長 中田 智恵海 副委員長 堺 執 委員 加納 多恵子 委員 木村 嘉孝 委員 島 サヨミ 委員 進藤 昌子 委員 丸谷 美也子 委員 東根 史郎 委員 福田 晶子 委員 遠藤 哲也 委員 堀 友博 委員 磯森 健二 欠席委員 天津 一郎 欠席委員 朝倉 己作 欠席委員 須山 徹 事務局 余吾 康幸 川原 智夏 西川 隆士 豊原 久美
事務局	障害福祉課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1) 議題

- ① 芦屋市第 3 期障害福祉計画原案について
- ② その他

2 提出資料

策定委員会レジュメ

- 資料 1 策定委員会委員名簿・策定スケジュール
- 資料 2 第 3 回策定委員会以降の変更点

- 資料3 第2章数値変更について
- 資料4 第3期障害福祉計画（中間まとめ）への意見募集について
- 資料5 平成23年度防災総合訓練について
- 資料6 芦屋市第3期障害福祉計画原案

3 審議経過

(中田委員長)

皆様、こんにちは。お寒い中、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。
今日が最終でございますので、心残りのないようにご審議いただきますよう、よろしくお願
いいたします。

(事務局西川)

- ・資料の確認
- ・「芦屋市第3期障害福祉計画原案」について説明

(中田委員長)

資料3「第2章数値変更」についてまでご説明いただきましたけれども、ここまでのところ
で、何かご意見、ご質問、ご感想、何でも結構ですが、ございませんか。

(木村委員)

最後にご説明いただいた「施設入所支援」の利用者について、61人から82人に上がったの
ですが、制度の変更によって上がったのですか。

(事務局西川)

制度の変更と申しますか、旧法の知的入所施設については、平成23年度末までは新体系に変
わらなくても問題ない期間だったのですが、平成24年度になれば、知的入所施設ではなく、施
設入所支援と生活介護や就労系日中活動という形で、サービス内容が変わってしまいます。

(木村委員)

受け入れている施設のほうの体系が変わるということですか。そうならば、制度の変更をう
たったらいいと思ったのです。

(事務局西川)

そうです。旧法の施設がなくなり、その分、新法の施設入所支援に挙がってくるというこ
とで、入所している人数は変わらないのですが、名前が変わるので施設入所支援が増えた形にな
ります。

(木村委員)

新体系への移行が行われていなかったものが移行され、その人数が増えたということで、
実数は変わらないのですか。

(事務局西川)

そうです。実数は変わりません。

(木村委員)

中間まとめのほうでも、平成24年度から数字が大きく上がるのが各所で見受けられたので
すが、例えば、平成25年度が今のように施設入所支援の利用者が61人から81人に上がって
いても、実態から見れば平成23年度も81人あったという理解でよろしいですか。

(事務局西川)

そうです。今まで入所施設という1つのサービスでやっていたのですが、昼は生活介護で、
夜は施設入所支援という形に分かれましたので、生活介護は人数的には増える形に見えます。

(丸谷委員)

資料3の2ページ、相談支援事業の相談実人数の平成23年度が100人以上減少している理由は何ですか。

(事務局西川)

23年度については、相談支援事業者から出していただいた8月までの実績で計算しているのですが、9月分も合わせた実績になると、9月分が少なかったので実数が減っているように見えるということです。

(堀委員)

資料のあちこちに書いてある、身体・知的・精神の3障がいも1元化されたことと、共通の基盤のもとでサービスを展開する必要があるということは、今まででも何度も出てきましたが、例えば、身体・知的の手帳所持者の場合は交通運賃の割引サービス等が利いて、精神の手帳では割引サービスが利かないなどという不公平な状況が改善されていくということですか。

(事務局余吾)

精神の方が、交通運賃等の割引を受けられない現状があることは認識しており、当然、我々もそれはおかしいとは思っております。それを市のほうで何とかしてほしいという声も伺っていますが、実際、各交通事業者が身体・知的の方の割引をされている現状がありますので、我々としては、そちらの事業者が、まず、やるべきではないかと考えているところです。それは、阪神間だけの話ではなく全国的な話ですので、市としては国に対して働きかけをしてほしいと要望しているところです。

(島委員)

高齢者には市独自の市内阪急バスの助成があります。高齢者には市独自の助成がされて、なぜ、心的障がいには助成ができないのか。計算をしてみたのですが、100万円程度の金額なのです。それでも「お金がない。他市も市営バスはやっているが」という返答が十数年続いているのですが、市営バスだけではなく市内を走っている民間バスに対して助成しているところが兵庫県下にもあるのです。なぜ、心的障がいには助成ができないのかと思います。

「格差があるのは認識している」という言葉が課長から出るようになったのは、10年以上前から苦しんでいる者にとっては一つの変化ですが、他市では格差があることを課題として善処したいという回答が出ている市があります。阪急バスに関しては要望の中の小さなことかもしれないのですが、いつまでこのことを私たちや市内でバス利用ができない当事者に言わせるのですか。障がいを持っている内部での格差というものは、実際に格差を受けている者にとってつらいということ、もう一度、市のほうで考えていただきたいと思います。

(中田委員長)

精神障がいに関するサービスが薄いということは、全国的に言えることですので、そのことは念頭に置いておきたいと思います。

(堀委員)

身体・知的・精神の3障がいは、平等、公平ですと建前ではうたっておきながら、実際には精神だけが差別的状況下にあるという、心の問題なのです。昔からよく言われることですが、

例えば、身体障がいでは傍目に見える障がいであれば誰が見ても感じる場所がありますが、精神・知的障がいは目に見えないので、誰からもわかってもらえないという、精神的な痛みを受けてきている場所があります。

(中田委員長)

それは、本当に皆さん了解されている場所ですので、正しく理解して、長続きするような啓発をみんなでやっていく必要があると思います。

(木村委員)

今の話も十分承知しているのですが、例えば、障害者自立支援法ができたときは、グループホーム・ケアホームは知的と精神しか認められていなかったのに、行政に「そんな不公平なことはない」と言い始めて、ようやく昨年ごろに身体の方も認められたのです。やはり、公平という原則がありながら、ふたを開けると不公平になっている現実があるのです。政策がかなり遅れていることは、我々も十分認識しておりますが、よく制度を見ておかないと、実態に合わない制度設計が出てくるので、声は上げていかないといけないと思うのです。

(中田委員長)

いろいろな制度は、本当に重い問題を抱えながら、抜けている部分がありながら進んでいきますので、そこは、一番よく分かっている当事者の方たちがどんどん声を上げていくということが必要かと思えます。

(福田委員)

原案の 23 ページ、相談支援事業のところ、先ほども理解できなかったのですが、前回の中間まとめの 8 月までの分で 2,491 人と挙がっている障がい者相談支援の人数が、今回、9 月までの見込みで 2,268 人に減っているのが、どうしても理解できないのです。現場で働いている者としては、相談がたくさん挙がってきているので、もっと増えるのかと思いました。

また、前回、11 月の中間まとめには入っていなかった「住宅入居等支援事業」の欄が増えて、文言も「しかし」のところが増えていますが、今回、平成 22 年度と 23 年度の見込みの実績が「0」で、計画では「実施」になっているのはなぜですか。

(事務局西川)

住宅入居等の支援事業につきましては、実際に実施していなかったのに前回は抜いていたのですが、今回は実施しないものも入れていくということで、前回のあとに「未実施となっています」を追加しました。これは 20 年に第 2 期計画を策定したときの「実施予定」という形でしたので、実施としております。

障がい者相談支援事業の相談実人数については、2,491 人が 2,268 人と 200 人くらい減っていますが、前回提示した案では 4 月から 8 月の 5 カ月間の平均を出して、さらに 12 倍にしています。平成 23 年度の実績は、人数が多かった月がかなり多く、9 月分が減ったことによって、人数的に減ることになります。計算方法としては、それで他のサービスも統一していますので、この形になっています。

(木村委員)

57 ページ、療養介護の見込量が 4 となっておりますが、療養介護も新体系に移行したところで

すか。

(事務局西川)

この部分については、18歳以上で児童施設に入っておられた方が、4月から障害者自立支援法に移りますので療養介護になり、その分で県から報告があった部分が4名という形で挙がっています。

(木村委員)

もう1つ、この計画には関係ないのですが、医療的ケアを必要とする身体障がいや知的障がいの方々の数が増えていると聞くのですが、18歳以上で常時医療的ケアを必要とする方が何人くらいおられるか、把握してありますか。

(事務局余吾)

個別にどういう医療的ケアが必要か把握していないのですが、今回、18歳以上で施設に入っている方はこちらに移ることになりましたので、例えば、18歳未満の方が1年後に18歳になりますということは県からこちらに報告をいただけることになります。

(中田委員長)

木村委員のご質問は、いわゆる、障がい者手帳所持者の中でも重度心身障がいの方たちがどのくらいおられるか、把握してあるかということですか。

(木村委員)

重度心身障がいの統計は県の統計で出てきているのですが、手帳を持っていても常時医療的ケアを受けているとは限らないので、実際に芦屋市で何人の方が、そういう医療的ケアを必要とされているのかと思いました。重度の障がい施策が全国的に非常に遅れているので、それをどうするかということと、芦屋市の中でそういう方々が非常に困っているのではないかという思いがあります。

(事務局西川)

市で把握している数となると、自立支援給付を使っている方が対象になり、手帳を持っている全ての重度の方がどういう生活をされているかは、把握できていないのですが、そういう困ったことがあった場合に自立支援給付を使われるというのが、市で考えている施策ですので、その方については、市でどんなサービスを入れているか等については把握しております。

(木村委員)

4人の療養介護の方は、今まで加齢児扱いだったのが、障害者自立支援法でようやく加齢児扱いではなくなってくるというようになっています。それほど重心については施策が少し遅れていると感じます。

(遠藤委員)

関西では医療的ケア連絡協議会というのがあって、登録者の人たちが各自治体のほうに、いろいろな要望等をされていますが、それが芦屋市にいらっしゃるかどうかが分からないということですね。

(木村委員)

つかみにくいですね。重症の心身の方々というのは、西宮市などで、それを中心に活動して

おられる方がおられ、自分たちで資料を作っているのだから分かるのですが、芦屋にこういう方がどれくらいおられるのかが分かっていないのです。

(島委員)

障害福祉課だけではなく、保険医療助成課とか、その辺りでの相互乗り入れでは分からないのですか。

(木村委員)

医療そのものでなければできないわけではなく、看護師がいればできる話なので、医療給付の対象になっていないと思います。

(中田委員長)

「重度心身障害児・者を守る会」が関西一円の各市町村にあります。かつては、施設をつくる運動をしていましたけれども、今はそういう入所施設をつくるという運動はしていないので、難しいところかもしれません。我々だけでは済むのではなく、重度心身障害児ケアを担当する医者がいないので、そういう支出ができないということです。

(遠藤委員)

原案 79 ページの就労のところ、拡充になっている「就労支援員の常勤での配置」について、これまでの臨時が常勤になることで、実際にどういうふうになるのか教えていただきたい。また、80 ページの新規のところ、「市役所で短期雇用事業を検討」というのは、平成 24 年、今春からということですか。

(事務局西川)

まず、79 ページの「就労支援員の常勤での配置」については、現在は芦屋市の福祉センターの中に「阪神南障害者就業・生活支援センター」と席が一緒になっていて、芦屋市の人の就業についての相談等を受ける方が 1 人おられます。委託料等の問題もありますが、その方は曜日が決まっていたり、時間が短くなっていて週 5 日フルタイムで居ないので、1 週間常勤で入れるような形にさせていただき、「阪神南障害者就業・生活支援センター」と連携しながら芦屋市在住の障がい者の就業・生活支援を行っていく形にしたいと考えております。

80 ページ、「短期雇用事業の検討」については、検討を始めたいというところで、雇用体系や雇用契約の方法など、いくつか乗り越えなければならない問題がありますので、4 月から検討したとしても、短期雇用事業自体をすぐに行うのは難しいかと考えております。

(遠藤委員)

何人くらいを想定されていますか。

(事務局西川)

1 人から始めたいと考えております。

(遠藤委員)

芦屋市の場合、他の自治体と違って、就労の場である会社が少ない土地柄ですから、やはり、常勤のことは率先してやっていただきたいと思います。

(堀委員)

就労に関して言えば、私自身、関わっております「就労継続支援 B 型ライラック」や「地域

活動支援センターはまゆう」にも、メンバーとして入って来られる方がどんどん増えていて、ニーズはあるのですが、就労継続支援B型からステップアップして、就労継続支援A型や就労移行支援、特例子会社など、上を目指して登っていくのも、私たち障がい者自身も目指すところですので、そういったことも必要になってくるかと考えております。

(中田委員長)

最初は1人からですけれども、スタートを切ることができたということで、次は2人、その次は4人と増やしていただければと思います。

(事務局西川)

検討させていただきます。

(東根委員)

原案の3ページの「計画の策定体制」に、推進本部幹事会、推進本部会議、社会福祉審議会、とありますが、民生文教常任委員会はこの図のどこに入るのですか。

(事務局余吾)

民生文教常任委員会がこの計画の策定に直接、携わるということではなく、主としてこういう計画を立てるということを民生文教常任委員会に報告し、ご意見を頂くという流れですので、この策定体制に入ってくるということではありません。

(東根委員)

ここには入ってこないということですね。分かりました。

(磯森委員)

補足させていただきますと、市議会の中に民生文教とか総務常任委員会とか、いろいろな委員会があるのです。その中の民生文教常任委員会が福祉の分野を所管しておりますので、「こういう計画をつくる過程で何かご意見ありましたら」という報告をさせていただいたのが12月16日ということです。

(東根委員)

芦屋市社会福祉審議会のところに市議会議員とありますが。

(磯森委員)

それとは全く別で、芦屋市議会というものがあります。

(遠藤委員)

原案78ページに「災害時要援護者避難支援体制の確立」ということで、拡充にあがっていますが、これは、前回の第2期計画とはかなり変わってきているところだと思います。東日本大震災の被災地の障がい者の死亡率を調べた新聞社の独自調査の資料を配布させていただきましたが、住民全体の死亡率が約1%だったのに対し、障がい者は2%。つまり2倍だったということです。一般的にも津波のときは、てんでばらばらに逃げるほうがいいということで、「津波てんでんこ」ということが大切だとテレビや新聞で報道されたこともあり、今、広がりつつありますが、みんながてんでばらばらに逃げれば、障がい者は置き去りにされるのではないかと、相反する考え方ではないかという指摘も出ています。特に、芦屋の場合は半分近くが津波の被害を受けるということで、最近、また見直しがありました。今回の計画はサービスの量が主眼

の計画ではありますが、地域生活支援センターも浜のほうにあり、大丈夫なのか、また、福祉センターも土地の低いところですし、そういったところの施策の拡充を、この計画に限らず、要望したいと思います。

(島委員)

原案 80 ページの短期雇用事業のところに、「市役所内の職場において」と書いてありますが、私の周りでも市役所に 1 年契約で職を求めている者がおります。「市役所内の職場において」ということを来年度からの検討とする場合、この「職場」にはどういう含みがあるのでしょうか。

(事務局余吾)

今現在でも、インターンシップといいまして、特別支援学校の方が一般就労をされる前に 1 週間程度、実習の受け入れをしております。そのときには障害福祉課と一緒に仕事をしていただくのですが、初めとしては、障がいのことも一番分かっている障害福祉課で、訓練の場として何カ月単位の臨時職員的な契約で雇用させていただき、一般就労につなげていただくという形を考えています。

(事務局西川)

今の一般就労というのは市役所内とかではなく、取りあえず、市役所で訓練していただいて、一般企業等の雇用につなげたいということです。

(中田委員長)

それではそのほかの資料について事務局から説明をお願いします。

(事務局西川)

資料 4 「第 3 期障害福祉計画への意見募集について」、5 「平成 23 年度防災総合訓練について」説明。

(中田委員長)

他にご質問・ご意見ございませんか。

(堀委員)

とても大きい概念的な話になるのですが、芦屋市というより、日本という国全体で、こういった福祉的なことを進めていこうとすれば、何かの施設を創設するにしても、人材を育成するにしても、サービスを充実させるにしても、お金がかかるということは現実問題として確かにあります。

(中田委員長)

ありがとうございました。資料 5 について、災害時要援護者支援モデルのアンケート結果の中に、「自治会が日ごろから把握している要援護者（身体障がい者手帳 1 級）」、「民生委員が日ごろから把握している要援護者（視覚障がい、身体障がい者手帳 2 級）」、「自治会、民生委員、生活援助員が日ごろから把握している要援護者」とありますが、これ以外の障がい者は、誰がどこで把握して、どう対応されるのですか。

(事務局西川)

ここに載せているのは、今回、モデル地区を指定して行っておりますので、自治会、民生委員さんは、日ごろからほかの障がいをお持ちの方についても把握しておられると考えておりま

す。

(中田委員長)

障がい者全体については、自治会役員や民生委員が把握されているのですか。

(事務局西川)

もちろん障害福祉課のほうも、介護給付やサービスを受けておられる方については把握しておりますが、手帳を取られてない方などについて、全てを把握しているわけではありません。

(中田委員長)

もちろんそうですが、ここに載っているものを見ただけでは、抜けている人たちのほうが多いですね。

(事務局川原)

これは、あくまでもモデル訓練ということで、ここからどういった課題があるかというところも含めて見ようという訓練でした。個々のものはここに出っていますが、まず1つ、大きく出てきたのは、情報伝達が大きな課題だということが言われ、防災無線が聞き取れないというところも結構ありました。その中で1つ、非常に有効だというふうに出てきたのが、防災ネットという防災安全課からのメール配信で、実際にそのメール配信を見て来たという方も中にはおられました。携帯電話も非常に普及して、メールを読める機能が付いている携帯電話もありますので、まず、最初のスタートラインとして、危険な災害があったときの情報伝達について、そういったメール配信を普及していこうということで、先週半ばにチラシを作って防災の窓口に着こうとしているところです。

それから今回、モデル訓練を実施して日ごろのお付き合いが大事だと痛感したところがありますので、うちの自治会でもやりたいという話になってくれば、一番いいかと思っております。

また、要援護者台帳の活用を進めているのですが、それをどう生かしていくかというのが残っていますので、今回の訓練の教訓等を生かしながら、そちらの活用に向けても、今後、防災安全課と一緒にやっていけたらいいと思っております。

(中田委員長)

1つ、加えていただきたいのは、当事者組織のネットワークをうまく活用していただければ、情報の広がりが違うと思います。

(島委員)

私は身体障がい者手帳1級で寝たきりの母がいたのですが、11月6日は家でサイレンを聞いたのです。防災碑が立っている芦屋公園の横のマンションの6階で、サイレンで多数の人が道を避難すると思っていたのですが、全く通らないのです。

先ほど、「つながりがあるところ」と言われましたが、その一番小さいところをご近所だと思います。私は仕事をしていますので、ヘルパーや看護師が入るのですが、昼間の2～3時間は母が1人です。私の場合はご近所に鍵を持ってもらって、災害があったときもですが、私がいなときは家の中にもよく入ってもらっていました。私は心的障がいの会の者ですけれども、私たちが母のような人たちにできることは近所を見回すことかと思っ、非常に狭い範囲のご近所付き合いは、ばかにならない気がしましたので、もう少し何とかならないかと思

ます。

(中田委員長)

ご近所付き合いのネットワークを徹底するというので、何とかしていきたいと思います。

(堀委員)

メール配信の有効性は否定しません。むしろ、肯定的に捉えますが、携帯電話を所持していてもメールを契約していないとか、メールの使い方が分からない、あるいは、そもそも携帯電話を所持していない障がい者、高齢者もたくさんおられることを忘れないでいただきたいと思います。

(遠藤委員)

補足ですけれども、阪神大震災の取材などで、やはり、情報障がい者と言われている聴覚障がい、視覚障がいの方への情報伝達が一番最後になってしまったという話をよく聞きました。こういうモデル訓練をこれからも進められると思うのですけれども、サイレンが聞こえない、なぜ、みんなが一斉に動き出しているのかよく分からないという聴覚障がいの方はどういうふうな支援ができるのか、今一度、考えていただければと思います。

(事務局余吾)

一時期、インフルエンザが流行したときに、聴覚の一人暮らしの方にFAXを送ったのですが、そういうことも活用していきたいと思います。

(木村委員)

前回の訓練が日曜日だったので、主として在宅対象の訓練だったわけですが、高齢者施設や障がい者施設に行っている時間帯に起こることも十分あり得るので、施設での避難訓練を市のほうで実施していただけたらと思います。また、施設ごとの避難場所を徹底していただけたら非常に有り難いです。

(東根委員)

施設のほうでは、月に1回、避難訓練を実施しており、先般の震災のときも炊き出しの訓練をしました。ただ、認可施設はやっていますが、小規模や無認可のところはどういう形でやっているのか気になります。

(中田委員長)

ほかに何かありませんか。

(東根委員)

原案 76 ページ、「障がい福祉施策推進のための人材の育成・確保」について、今、福祉業界を目指す人が少しずつ減って、担い手が減ってきていて、非常に厳しいというところがありますが、この文章を読めば、どうやって確保になるのかと思っています。

(中田委員長)

市から何か、補助とかの可能性はないのですか。

(事務局余吾)

介護報酬の単価が決まっていますので、根本的には、それを国に上げてもらうことが一番有効な手立てかと思います。来年度も見直しがあるのですが、急激に上がることは想定できない

と思います。

(東根委員)

若者とかが就職が決まらずに困っていると言っているわりには、福祉業界に人が来ない。昔はやりがいのある職場と言っていたのが、それもだんだん薄れてきて、学校の先生が「あなたは成績がいいから福祉業界はやめなさい」と止めるといううわさも聞くのです。入所施設では人が少ないからということで、就業・生活支援センターのほうから発達障がいの方が入所施設や知的障がい者施設に増えてきている状況があるらしいのです。私のところも発達障がいの人で、ハウスキーピングや洗濯という形で活用はしているのですが、対利用者とかかわるといふところの難しさはあるのかと思います。

(堀委員)

昔、小中学校で道徳教育、いわゆる福祉的な気持ちを持って生きていくことの素晴らしさを説く道徳の授業が盛んだったと思うのです。そういうのが今、削られていっているという話を聞くので、その影響が間接的に出てきているのではないかと思うのです。

(木村委員)

就労について、ピアカウンセラー的な人が、ほかに仕事がなければ、その中に入ってサービスの提供がはじまるということも考えていったらどうかという気がしています。父母の会では、ピアカウンセリング（障がい者同士）以外に、ペア（親子）で親子のカウンセリングを、国の制度でも何でもなく、仲間だけでやっているのです。それをそのまま持つていくことは難しいかもしれないけれども、保護者が一緒に行きながら、身体障がいの方が意思の疎通でお互いに癒やされるという、そういうものをカウンセリングとしてするのではなく、集合の場にするようなことを考えていったらどうかという考えを持っています。皆が皆、それに適した人物かどうかは分かりませんが、中にはそういう方もおられると思います。

(中田委員長)

そういう可能性を探って人材の確保に努めるということで、例えば、身体障がい者の介護を精神障がい者がされているというケースは多いですね。そういう人材の発掘の仕方もあるかと思っています。

では、本当に皆さん、お疲れさまでございました。最後に副委員長からお願いします。

(堺副委員長)

この第3期の障害福祉計画、今まで4回にわたってご苦労様でした。この計画は平成24年4月から27年3月までを目指した計画です。そして、遅くとも25年8月には障害者総合福祉法が施行される。また、本年10月には障害者虐待防止法が施行されます。行政のほうでも25年4月から許認可権等々が市に下りてきます。そういう非常に大事なときに、この策定委員会が開かれたという位置づけです。

これからは市の障害福祉の担当もいろいろな部署も大変なのですけれども、待ちの姿勢から攻めの姿勢に移ることも必要だということで、その資料として、パブリックコメントなり、いろいろな審議会での意見を聴取しても、芦屋市が置かれている財政の内容や現状の説明責任があまり果たされていないので、市民が育っていないのです。障がい者というのは自分と切り離

した問題ではなく、自分自身にも相当するということからすると、もっと市民がこの問題に目を向け、心を向ける必要があるのです。したがって、会議のあり方も資料の作り方も、もう少し、工夫が要るのです。「今、芦屋の財政はここにおいて、大きな借金を返し、こういう状態の中で、震災以降 15 年、こういうパターンでやってきました、しかし、もう少し、しんどいのです」ということを、分かって頂くようにする努力があれば、もう少し、発言があるかもしれません。

大きな流れの中で自分がどこに立っているかが見えないと、参画意識がないので、これは作りっぱなしになるのです。そういうことを、だんだん脱皮していく時代です。計画に携わる我々も、やはり、これからの時代を見据えて、もっと市民の目線で、分かりやすい策定になるようにしなければならぬ。それには、計画にはサービスの数値ではなく、金額ベースで入れる必要がある。冒頭に、「芦屋市の自主財源はいくら出していますか」ということで、説明されたときに、「新規の事業は頑張ります」で終わったのですが、それは県や国から持ってきた事業を芦屋市がフィルターをかけて出しているだけで、「自主事業はいくらです」と言われたら、それがバロメーターになるのです。

そういうぬくもりがある、熱い市民を育てていくということを障がい者からやっていく、そういうあり方を、今後やっていくことが一番大事ではないかと思えます。

4回にわたり、貴重な意見をいただき、それを踏まえて我々も参画して、行政のほうに援助し、言うべきときは言うということを、今後も継続してやっていきたいと思えます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは、第4回の策定委員会を終わりますが、2点だけ、その他でお伝えします。

1つは、WAP会のシンポジウムが2月19日(日)に開催されますので、できるだけ来ていただきますよう、よろしくお願いいたします。

もう1点、芦屋市地域自立支援協議会主催の講演会を1月27日に行います。今のところ、人数に余裕がありますので、お声かけ合わせのうえ、申し込みをいただきたいと思えます。

閉会